

## 2. 第 63 号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

### (1) 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅促進法」という。）が一部改正され、令和 4 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）の一部を改正する。また、視認性の向上をはかるため、建築住宅局が所管している手数料の表記を変更する。

### (2) 改正の概要

#### ①長期優良住宅促進法の改正に係る手数料条例の改正

（手数料条例第 2 条第 132 号の 4～第 132 号の 7 の 2、第 132 号の 20）

長期優良住宅として基準に適合していることを所管行政庁が認定する制度について、従来、新築又は増改築時にのみに限定されていたが、法改正により建築行為を伴わない既存住宅についても適用されることとなったため、当該認定事務に係る手数料を追加する。

#### ②建築住宅局所管手数料の表記の変更

（手数料条例第 2 条第 92 号～第 132 号の 20）

建築住宅局が所管している手数料の表記について、別表の形式に変更する。

### (3) 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

第 63 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(91の10) [略]</p> <p><u>(92)から(132の20)まで 削除</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(91の10) [略]</p> <p><u>(92) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に</u></p>

対する審査

1件につき、アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあっては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては44万円、5万平方メートルを超えるものにあっては80万円（同法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3

条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合にあっては、これらの額に当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積）が、1,000平方メートル以内のものにあっては16万7,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては21万5,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては24万8,000円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては32万4,000円、5万平方メートルを超えるものにあっては59万円をそれぞれ加算した額）

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分

の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(93) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア 建築設備を設置する場合（イ

に掲げる場合を除く。) 小荷物専用昇降機にあつては1基につき1万円、その他の建築設備にあつては1基につき1万7,000円

イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 小荷物専用昇降機にあつては1基につき6,000円、その他の建築設備にあつては1基につき1万円

(94) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア 工作物を築造する場合 (イに掲げる場合を除く。) 1件につき 1万6,000円

イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1件につき 1万円

(95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 (第98号に規定する検査を除く。)

ア 1件につき、(ア)及び  
(イ)に掲げる算定に基づく床  
面積の合計が30平方メートル以  
内のものにあつては2万2,000  
円、30平方メートルを超え100  
平方メートル以内のものにあつ  
ては3万円、100平方メートル  
を超え200平方メートル以内の  
ものにあつては3万6,000円、  
200平方メートルを超え500平方  
メートル以内のものにあつては  
4万5,000円、500平方メートル  
を超え1,000平方メートル以内  
のものにあつては6万5,000  
円、1,000平方メートルを超え  
2,000平方メートル以内のもの  
にあつては8万8,000円、2,000  
平方メートルを超え1万平方メ  
ートル以内のものにあつては19  
万円、1万平方メートルを超え  
5万平方メートル以内のものに  
あつては30万円、5万平方メー  
トルを超えるものにあつては59  
万円

(ア) 建築物を建築した場合  
(移転した場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積

(イ) 建築物を移転し、又はそ

の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、同項に規定する非住宅部分（以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。）の床面積（（ア）から（ウ）までに掲げる場合にあっては、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる床面積。第98号において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円、5,000平方メートル



以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 当該建築物について一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。第132号の14の3において同じ。）に係る計算を要しない既存部分がある場合 当該既存部分の床面積を除いた床面積

(イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第55条第1項

の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）

(ウ) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第

1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）

(96) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査

小荷物専用昇降機にあつては1基につき1万8,000円、その他の建築設備にあつては1基につき2万4,000円

(97) 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査 1件につき 2万円

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア 1件につき、第95号アに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあ

っては2万1,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては2万9,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては4万4,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては6万3,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては8万5,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては18万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては29万円、5万平方メートルを超えるものにあつては57万円

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メ

一トル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(99) 建築基準法第7条の3第4項又は同法第18条第20項に規定する検査

1件につき、検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては2万円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては2万7,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては4万円、500平

方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては5万8,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては7万6,000円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては17万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては26万円、5万平方メートルを超えるものにあつては51万円

(100) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 12万円

(100の2) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の申請に対する審査 1件につき 5万円

(101) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請

に対する審査 1件につき 2万  
7,000円

(101の2) 建築基準法第43条第2項  
第2号の規定に基づく建築物の敷  
地と道路との関係の建築の許可の  
申請に対する審査 1件につき  
3万3,000円

(102) 建築基準法第44条第1項第2  
号の規定に基づく公衆便所等の道  
路内における建築の許可の申請に  
対する審査 1件につき 3万  
3,000円

(103) 建築基準法第44条第1項第3  
号の規定に基づく道路内における  
建築の認定の申請に対する審査  
1件につき 2万7,000円

(104) 建築基準法第44条第1項第4  
号の規定に基づく公共用歩廊等の  
道路内における建築の許可の申請  
に対する審査 1件につき 16万  
円

(105) 建築基準法第47条ただし書の  
規定に基づく壁面線外における建  
築の許可の申請に対する審査 1  
件につき 16万円

(106) 建築基準法第48条第1項ただ  
し書、第2項ただし書、第3項た  
だし書、第4項ただし書、第5項

ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 18万円

(107) 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(108) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(108の2) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 3万3,000円



(108の3) 建築基準法第53条第5項  
の規定に基づく建築物の建蔽率に  
関する制限の適用除外に係る許可  
の申請に対する審査 1件につき  
3万3,000円

(109) 建築基準法第53条第6項第3  
号の規定に基づく建築物の建蔽率  
に関する制限の適用除外に係る許  
可の申請に対する審査 1件につ  
き 3万3,000円

(110) 建築基準法第53条の2第1項  
第3号又は第4号（同法第57条の  
5第3項において準用する場合を  
含む。）の規定に基づく建築物の  
敷地面積の許可の申請に対する審  
査 1件につき 16万円

(111) 建築基準法第55条第2項の規  
定に基づく建築物の高さに関する  
制限の適用除外に係る認定の申請  
に対する審査 1件につき 2万  
7,000円

(112) 建築基準法第55条第3項各号  
の規定に基づく建築物の高さに関  
する制限の適用除外に係る許可の  
申請に対する審査 1件につき  
16万円

(113) 建築基準法第56条の2第1項  
ただし書の規定に基づく日影によ

る建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(114) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 2万7,000円

(115) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率若しくは建蔽率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく高度利用地区における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(116) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(117) 建築基準法第59条の2第1項

の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査  
1件につき 16万円

(117の2) 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率若しくは建蔽率、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく都市再生特別地区内における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査  
1件につき  
16万円

(117の3) 建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可、同条第2項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における同条第1項第2号に該当する建築物に

係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の4) 建築基準法第60条の3第

1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の容積率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書に規定する特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(117の5) 建築基準法第67条第3項

第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可、同条第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可

又は同条第9項第2号の規定に基づき特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(118) 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 2万7,000円

(119) 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(120) 建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 2万

7,000円

(121) 建築基準法第68条の5の3第  
2項の規定に基づく地区計画等の  
区域内における建築物の各部分の  
高さの制限の適用除外に係る許可  
の申請に対する審査 1件につき  
16万円

(122) 建築基準法第68条の5の5第  
1項の規定に基づく地区計画等の  
区域内における前面道路の幅員に  
応じた建築物の容積率の制限の適  
用除外に係る認定又は同条第2項  
の規定に基づく地区計画等の区域  
内にある建築物の各部分の高さの  
制限の適用除外に係る認定の申請  
に対する審査 1件につき 2万  
7,000円

(123) 建築基準法第68条の5の6第  
1項の規定に基づく地区計画等の  
区域内における建築物の建蔽率の  
特例に係る認定の申請に対する審  
査 1件につき 2万7,000円

(124) 建築基準法第68条の7第5項  
の規定に基づく予定道路に係る建  
築物の容積率に関する制限の適用  
除外に係る許可の申請に対する審  
査 1件につき 16万円

(125) 建築基準法第85条第6項又は

第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査

ア 3月以内のもの 1件につき  
6万円

イ 3月を超え1年以内のもの  
1件につき 12万円

ウ 1年を超えるもの 1件につき  
16万円

(126) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例に係る認定の申請に対する審査

建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下この号において「敷地等」という。）の数が2である場合にあっては7万8,000円、敷地等の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える敷地等の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(127) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例に係る認定の申請に対する審査

建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては7万

8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(127の2) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有し、総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査

建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下この号において「敷地等」という。）の数が2である場合にあっては22万円、敷地等の数が3以上である場合にあっては22万円に2を超える敷地等の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(127の3) 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査

建築物の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に



1 を超える建築物の数に 2 万 8,000 円を乗じて得た額を加算した額

(128) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築に係る認定の申請に対する審査

建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(128の2) 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査

建築物の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(129) 建築基準法第86条の2第3項

の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

建築物の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

(130) 建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査

6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額

(131) 建築基準法第86条の5第3項の規定に基づく複数建築物の許可の取消しの申請に対する審査

6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額

(132) 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

1 件につき 2 万 7,000 円

(132の2) 建築基準法第86条の7第  
4項の規定に基づく既存建築物の  
移転に係る認定（建築基準法施行  
令第137条の16第2号に規定する  
ものに限る。）の申請に対する審  
査 1 件につき 2 万 7,000 円

(132の2の2) 建築基準法第86条の8  
第1項に基づく全体計画の認定又  
は同条第3項の規定に基づく全体  
計画の変更の認定の申請に対する  
審査 1 件につき 2 万 7,000 円

(132の2の3) 建築基準法第87条の2  
第1項の規定に基づく全体計画の  
認定又は同条第2項により準用す  
る同法第86条の8第3項の規定に  
基づく全体計画の変更の認定の申  
請に対する審査 1 件につき 2  
万 7,000 円

(132の2の4) 建築基準法第87条の3  
第6項又は第7項の規定に基づく  
建築物の用途を変更し、一時的に  
興行場等又は特別興行場等とする  
場合の許可の申請に対する審査  
ア 3 月以内のもの 1 件につき  
6 万円

イ 3 月を超え 1 年以内のもの  
1 件につき 12 万円

ウ 1年を超えるもの 1件につき 16万円

(132の3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

1件につき、アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万

四

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(132の4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促

進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）（新築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があった住宅（以下「認定申請建築物」という。）の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内

のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては72万円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円

イ 確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては1万1,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万2,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万7,000円、3,000平方メ

メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万8,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万3,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万7,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万2,000円

(132の4の2) 長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査ア 確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては16万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては26万9,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては54万2,000



円、3,000平方メートルを超え  
5,000平方メートル以内のもの  
にあっては95万5,000円、5,000  
平方メートルを超え1万平方メ  
ートル以内のものにあっては  
162万8,000円、1万平方メー  
トルを超え2万平方メートル以内  
のものにあっては300万8,000  
円、2万平方メートルを超え3  
万平方メートル以内のものにあ  
っては428万4,000円、3万平方  
メートルを超えるものにあっ  
ては527万円

イ 確認書等が添付されている場  
合

1件につき、認定の申請に係  
る床面積の合計が200平方メー  
トル以内のものにあっては1万  
3,000円、200平方メートルを超  
え500平方メートル以内のもの  
にあっては2万3,000円、500平  
方メートルを超え1,000平方メ  
ートル以内のものにあっては4  
万円、1,000平方メートルを超  
え3,000平方メートル以内のも  
のにあっては6万9,000円、  
3,000平方メートルを超え5,000  
平方メートル以内のものにあっ

ては11万1,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては17万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては28万7,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては34万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては39万5,000円

(132の5) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方

メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 認定申請建築物を建築する場合（イに掲げる場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(132の6) 長期優良住宅普及促進法

第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（以下この号及び次号において「第8条第1項の計画変更」という。）（新築に係るものに限る。）の認定の申請（同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。）に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては4万円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

にあつては72万円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円

イ 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては5,300円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万7,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつ

ては5万5,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万1,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万円

(132の6の2) 第8条第1項の計画変更（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査  
ア 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては5万2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

の にあ つて は 16 万 8, 000 円 、 500 平 方 メ ー ト ル を 超 え 1, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の に あ つ て は 26 万 9, 000 円 、 1, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 3, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の に あ つ て は 54 万 2, 000 円 、 3, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 5, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の に あ つ て は 95 万 5, 000 円 、 5, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 1 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の に あ つ て は 162 万 8, 000 円 、 1 万 平 方 メ ー ト ル を 超 え 2 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の に あ つ て は 300 万 8, 000 円 、 2 万 平 方 メ ー ト ル を 超 え 3 万 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の に あ つ て は 428 万 4, 000 円 、 3 万 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の に あ つ て は 527 万 円

イ 第 8 条 第 1 項 の 計 画 変 更 に 係 る 確 認 書 等 が 添 付 さ れ て い る 場 合

1 件 に つ き 、 認 定 申 請 建 築 物 の 第 8 条 第 1 項 の 計 画 変 更 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 の 2 分 の 1 が 100 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の に あ つ て は 6, 000 円 、 100 平 方 メ ー ト ル を 超 え 200 平 方 メ ー ト ル

ル以内のものにあつては1万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万8,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては6万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては17万3,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては28万5,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては39万3,000円

(132の7) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したとき又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任されたときの長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審



査 1 件につき 9,100円

(132の7の2) 長期優良住宅普及促進  
法第10条の規定に基づく地位の承  
継の承認の申請に対する審査 1  
件につき 5,300円

(132の8) 高齢者の居住の安定確保  
に関する法律（平成13年法律第26  
号）第5条第1項の規定に基づく  
登録の申請に対する審査

1 件につき、アに掲げる額。た  
だし、イに掲げる場合に該当する  
ときにあつてはイに定める額を、  
ウに掲げる場合に該当するときに  
あつてはウに定める額を、エに掲  
げる場合に該当するときにあつて  
はエに定める額を、オに掲げる場  
合に該当するときにあつてはオに  
定める額を、アに掲げる額にそれ  
ぞれ加算した額とする。

ア 次の（ア）から（ク）までに  
掲げる区分に応じ、それぞれ  
（ア）から（ク）までに定める  
額

（ア） 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が10戸  
以下である場合 2万5,000  
円

（イ） 申請に係るサービス付き

高齢者向け住宅の戸数が11戸  
以上20戸以下である場合 3  
万円

(ウ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が21戸  
以上30戸以下である場合 3  
万4,000円

(エ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が31戸  
以上40戸以下である場合 3  
万8,000円

(オ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が41戸  
以上50戸以下である場合 4  
万2,000円

(カ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が51戸  
以上70戸以下である場合 5  
万円

(キ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が71戸  
以上100戸以下である場合  
6万3,000円

(ク) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が101  
戸以上である場合 7万  
5,000円

イ 国土交通省・厚生労働省関係

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年／厚生労働省／国土交通省／令第2号）第8条括弧書に規定する場合に該当するかについての審査を行う場合 1万円

ウ 国土交通省・厚生労働省関係  
高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第9条ただし書に規定する場合に該当するかについての審査を行う場合 1万円。ただし、イに定める手数料を徴収する場合には、ウに定める手数料は、徴収しないものとする。

エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第6号ニ若しくはホ、第7号又は第8号に掲げる基準に係る審査を行う場合 7,000円

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第6号へに掲げる基準に係る審査を行う場合であって、かつ、入居契約の形態が賃貸借契約でない場合 5,000円

(132の9) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規

定に基づく登録の更新の申請に  
対する審査

1件につき、アに掲げる額。た  
だし、イに掲げる場合に該当する  
ときにあつてはイに定める額を、  
ウに掲げる場合に該当するときに  
あつてはウに定める額を、エに掲  
げる場合に該当するときにあつて  
はエに定める額を、オに掲げる場  
合に該当するときにあつてはオに  
定める額を、アに掲げる額にそれ  
ぞれ加算した額とする。

ア 次の（ア）から（ク）までに  
掲げる区分に応じ、それぞれ  
（ア）から（ク）までに定める  
額

（ア） 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が10戸  
以下である場合 9,000円

（イ） 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が11戸  
以上20戸以下である場合 1  
万円

（ウ） 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が21戸  
以上30戸以下である場合 1  
万2,000円

（エ） 申請に係るサービス付き

高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合 1  
万3,000円

(オ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が41戸  
以上50戸以下である場合 1  
万4,000円

(カ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が51戸  
以上70戸以下である場合 1  
万7,000円

(キ) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が71戸  
以上100戸以下である場合  
2万1,000円

(ク) 申請に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が101  
戸以上である場合 2万  
5,000円

イ 申請に係るサービス付き高齢  
者向け住宅に関して、国土交通  
省・厚生労働省関係高齢者の居  
住の安定確保に関する法律施行  
規則第8条括弧書の規定によ  
り、各居住部分の床面積につい  
て25平方メートル未満のものが  
認められている場合 4,000円

ウ 申請に係るサービス付き高齢

者向け住宅に関して、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第9条ただし書の規定により、各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとして認められている場合 4,000円。ただし、イに定める手数料を徴収する場合には、ウに定める手数料は、徴収しないものとする。

エ 入居契約の内容が家賃等の前払金を受領するものとなっている場合 3,000円

オ 入居契約の形態が賃貸借契約でない場合 2,000円

(132の10) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項の規定に基づく届出を受けた場合（同法第6条第1項第7号から第12号まで及び第14号に掲げる事項、同項第15号に掲げる事項（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第6条第3号に掲げる事項及び同条第5号に掲げる事項のうち高齢者生活支援サービスの提供を委託

により他の事業者に行わせる場合における当該委託契約に係る事項に限る。)並びに同法第6条第2項に規定する添付書類の記載事項(同法第7条第1項第6号ニ、ホ及びヘ、第7号並びに第8号に掲げる基準に係るものに限る。)の変更について届出を受けた場合に限る。)を行う同法第9条第3項の規定に基づく変更の登録に係る審査

1件につき、アに掲げる額。ただし、イに掲げる場合に該当するときにあつてはイに定める額を、ウに掲げる場合に該当するときにあつてはウに定める額を、エに掲げる場合に該当するときにあつてはエに定める額を、オに掲げる場合に該当するときにあつてはオに定める額を、アに掲げる額にそれぞれ加算した額とする。

ア 次の(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

(ア) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数(高齢者の居住の安定確保に関する

法律第6条第1項第6号に掲げる事項に変更があったとして届出がなされた場合にあっては、変更後のサービス付き高齢者向け住宅の戸数。以下この号において同じ。)が10戸以下である場合 1万3,000円

(イ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合 1万5,000円

(ウ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合 1万7,000円

(エ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合 1万9,000円

(オ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合 2万1,000円

(カ) 登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合 2万5,000円



(キ) 登録に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が71戸  
以上100戸以下である場合  
3万2,000円

(ク) 登録に係るサービス付き  
高齢者向け住宅の戸数が101  
戸以上である場合 3万  
8,000円

イ 国土交通省・厚生労働省関係  
高齢者の居住の安定確保に関す  
る法律施行規則第8条括弧書に  
規定する場合に該当するかにつ  
いての審査を行う場合 5,000  
円

ウ 国土交通省・厚生労働省関係  
高齢者の居住の安定確保に関す  
る法律施行規則第9条ただし書  
に規定する場合に該当するかに  
ついての審査を行う場合  
5,000円。ただし、イに定める  
手数料を徴収する場合において  
は、ウに定める手数料は、徴収  
しないものとする。

エ 高齢者の居住の安定確保に関  
する法律第7条第1項第6号ニ  
若しくはホ、第7号又は第8号  
に掲げる基準に係る審査を行う  
場合 4,000円

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第6号へ掲げる基準に係る審査を行う場合であって、かつ、変更後の入居契約の形能が賃貸借契約でない場合 3,000円

(132の11) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万9,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住

宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあっては、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。）の床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万6,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万2,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万6,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万7,000円、5万平方メートル以上のものにあっては192万5,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築

等計画が低炭素化促進法第54条  
第1項各号に掲げる基準に適合  
することを証する書面が添付さ  
れている場合

1件につき、一戸建ての住宅  
の新築等に係る部分の床面積の  
合計が200平方メートル未満の  
ものにあつては6,900円、200平  
方メートル以上のものにあつて  
は7,400円、共同住宅、長屋そ  
の他の一戸建ての住宅以外の住  
宅の新築等に係る部分の床面積  
の合計が300平方メートル未満  
のものにあつては1万2,000  
円、300平方メートル以上2,000  
平方メートル未満のものにあつ  
ては2万8,000円、2,000平方メ  
ートル以上5,000平方メートル  
未満のものにあつては6万  
6,000円、5,000平方メートル以  
上1万平方メートル未満のもの  
にあつては10万3,000円、1万  
平方メートル以上2万5,000平  
方メートル未満のものにあつて  
は16万5,000円、2万5,000平方  
メートル以上5万平方メートル  
未満のものにあつては23万  
4,000円、5万平方メートル以上

のものにあつては36万8,000円

(132の12) 低炭素化促進法第53条第

1項の規定に基づく低炭素建築物

新築等計画（一戸建ての住宅及び

共同住宅、長屋その他の一戸建て

の住宅以外の住宅以外の建築物

（以下第132号の14までにおいて

「非住宅建築物」という。）に係

るものに限る。）の認定の申請に

対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築

等計画が低炭素化促進法第54条

第1項各号に掲げる基準に適合

することを証する書面が添付さ

れていない場合

(ア) 誘導基準（非住宅建築物

に係る判断の基準に関する部

分に限る。）による場合

（（イ）に掲げる場合を除

く。）

1件につき、非住宅建築物

の新築等に係る部分の床面積

の合計が300平方メートル未

満のものにあつては24万円、

300平方メートル以上1,000平

方メートル未満のものにあつ

ては30万2,000円、1,000平方

メートル以上2,000平方メー

トル未満のものにあっては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては56万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては69万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては82万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては93万7,000円、5万平方メートル以上のもの  
にあっては118万9,000円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第10条第1号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合  
1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万5,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては12万2,000

円、1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満のもの  
にあっては16万円、2,000  
平方メートル以上5,000平方  
メートル未満のものにあつて  
は26万6,000円、5,000平方メ  
ートル以上1万平方メートル  
未満のものにあつては34万  
1,000円、1万平方メートル  
以上2万5,000平方メートル  
未満のものにあつては41万  
7,000円、2万5,000平方メー  
トル以上5万平方メートル未  
満のものにあつては48万  
4,000円、5万平方メートル以  
上のものにあつては64万  
6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築  
等計画が低炭素化促進法第54条  
第1項各号に掲げる基準に適合  
することを証する書面が添付さ  
れている場合

1件につき非住宅建築物の新  
築等に係る部分の床面積の合計  
が300平方メートル未満のもの  
にあつては1万2,000円、300平  
方メートル以上1,000平方メー  
トル未満のものにあつては2万

2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
にあっては3万5,000円、  
2,000平方メートル以上5,000平方  
メートル未満のものにあつて  
は10万3,000円、5,000平方メー  
トル以上1万平方メートル未満  
のものにあつては15万1,000  
円、1万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満のもの  
にあつては19万8,000円、2万  
5,000平方メートル以上5万平  
方メートル未満のものにあつて  
は23万9,000円、5万平方メー  
トル以上のものにあつては35万  
2,000円

(132の12の2) 低炭素化促進法第53

条第1項の規定に基づく低炭素建  
築物新築等計画（住宅の用途及び  
住宅以外の用途に供する建築物の  
新築等に係るものに限る。）の認  
定の申請に対する審査

1件につき、建築物の住宅の用  
途の新築等に係る部分の床面積  
（基準省令第4条第3項の設計一  
次エネルギー消費量を同項第2号  
の数値とする場合にあつては、当  
該建築物の住宅の用途の共用部分



の床面積を除く。)に応じた第  
132号の11の額に住宅以外の用途  
の新築等に係る部分の床面積に応  
じた前号の額を加算した額

(132の13) 低炭素化促進法第54条第  
2項(同法第55条第2項において  
準用する場合を含む。)の規定に  
基づく申出に係る低炭素建築物新  
築等計画に対する審査

1件につき、申出があった建築  
物(一戸建ての住宅及び共同住  
宅、長屋その他の一戸建ての住宅  
以外の住宅並びにこれらのもの以  
外の建築物の全てを含む。以下こ  
の号において「申出低炭素建築  
物」という。)のアからウまでに  
掲げる算定に基づく床面積の合計  
が30平方メートル以内のものにあ  
っては1万9,000円、30平方メー  
トルを超え100平方メートル以内  
のものにあっては3万1,000円、  
100平方メートルを超え200平方メ  
ートル以内のものにあっては4万  
7,000円、200平方メートルを超え  
500平方メートル以内のものにあ  
っては6万円、500平方メートル  
を超え1,000平方メートル以内の  
ものにあっては9万円、1,000平

方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 申出低炭素建築物について新築等する場合（イに掲げる場合を除く。） 当該新築等に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出低炭素建築物の低炭素建築物新築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして申出低炭素建築物について新築等をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 申出低炭素建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(132の14) 低炭素化促進法第55条第

1項の規定に基づく低炭素建築物  
新築等計画の変更の認定の申請に  
対する審査

1件につき、第132号の11から  
第132号の12の2までの規定を準  
用して得られる額。この場合にお  
いて、これらの規定中「新築等に  
係る部分の床面積」とあるのは、  
「低炭素化促進法第55条第1項の  
規定に基づく変更に係る部分の床  
面積（誘導基準に適合するかどう  
かの判断のための計算の方法を変  
更する場合にあっては、当該変更  
する部分の床面積を含む。）」と  
読み替えるものとする。

(132の14の2) 都市の低炭素化の促  
進に関する法律施行規則（平成24  
年国土交通省令第86号）第46条の  
2の規定に基づく軽微な変更に該  
当していることを証する書面の交  
付

1件につき、第132号の11から  
第132号の12の2までの規定を準  
用して得られる額。この場合にお  
いて、これらの規定中「新築等に  
係る部分の床面積」とあるのは、  
「軽微な変更に係る部分の床面積

（誘導基準に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号及び次号において「確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「適合性判定」という。）に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては38

万8,000円、2,000平方メー  
トル以上5,000平方メー  
トル未満のものにあつては56  
万3,000円、5,000平方メー  
トル以上1万平方メートル  
未満のものにあつては68万  
9,000円、1万平方メー  
トル以上2万5,000平方メー  
トル未満のものにあつては  
82万3,000円、2万5,000平  
方メートル以上5万平方メ  
ートル未満のものにあつて  
は93万5,000円、5万平方  
メートル以上のものにあつ  
ては118万7,000円

b 工場、倉庫、その他これ  
らに類する用途に供する建  
築物（以下この号において  
「工場等」という。）の場  
合

1件につき、非住宅部分  
の床面積の合計が300平方  
メートル未満のものにあつ  
ては2万6,000円、300平方  
メートル以上1,000平方メ  
ートル未満のものにあつて  
は3万7,000円、1,000平方  
メートル以上2,000平方メ

一トル未満のものにあっては5万1,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては12万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては17万5,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては22万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては27万円、5万平方メートル以上のもの  
にあっては39万円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては11万9,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メ

一トル未満のものにあっては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあっては64万4,000円

b 工場等の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては2万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては3万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては4万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メ

一トル未満のものにあっては11万8,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては16万8,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては21万6,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては26万円、5万平方メートル以上のものにあつては37万9,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する方法による場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

非住宅部分の床面積（当該建築物について一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。b及びcにおいて同じ。）の合計に応じた（ア）の額

b 基準省令第1条第1項第



1号口に規定する基準による場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた（イ）の額

c a及びbに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた（ア）の額

イ 建築物省エネルギー法第34条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合（確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。）

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平

方メートル未満のものにあっては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

(132の14の4) 建築物省エネルギー法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく確保計画の変更の適合性判定に対する審査

1件につき、前号の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中「非住宅部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の15) 建築物省エネルギー法第

34条第1項の規定に基づく建築物  
エネルギー消費性能向上計画（以  
下この号及び次号において「性能  
向上計画」という。）の認定の申  
請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部  
分のみからなる建築物の場合

（ア）申請に係る性能向上計画  
が建築物省エネルギー法第35  
条第1項第1号に規定する基  
準に適合することを証する書  
面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に  
規定する基準による場合  
（bに掲げる場合を除  
く。）

1件（建築物省エネルギ  
ー法第34条第3項の規定に  
より、同条第1項の規定に  
よる認定の申請に係る建築  
物以外の建築物に関する事  
項を性能向上計画に記載す  
る場合は、1の建築物ごと  
に1件とする。以下この号  
において同じ。）につき、  
認定の申請に係る部分の床  
面積の合計が300平方メー  
トル未満のものにあつては

23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000

円、300平方メートル以上  
1,000平方メートル未満の  
ものにあつては11万9,000  
円、1,000平方メートル以  
上2,000平方メートル未満  
のものにあつては15万  
8,000円、2,000平方メー  
トル以上5,000平方メート  
ル未満のものにあつては26万  
4,000円、5,000平方メート  
ル以上1万平方メートル未  
満のものにあつては33万  
9,000円、1万平方メート  
ル以上2万5,000平方メー  
トル未満のものにあつては  
41万5,000円、2万5,000平  
方メートル以上5万平方メ  
ートル未満のものにあつて  
は48万2,000円、5万平方  
メートル以上のものにあつ  
ては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画  
が建築物省エネルギー法第35  
条第1項第1号に規定する基  
準に適合することを証する書  
面が添付されている場合  
1件につき、認定の申請に  
係る部分の床面積の合計が

300平方メートル未満のもの  
にあっては1万2,000円、300  
平方メートル以上1,000平方  
メートル未満のものにあつて  
は2万2,000円、1,000平方メ  
ートル以上2,000平方メー  
トル未満のものにあつては3万  
5,000円、2,000平方メートル  
以上5,000平方メートル未満  
のものにあつては10万3,000  
円、5,000平方メートル以上  
1万平方メートル未満のもの  
にあつては15万1,000円、1  
万平方メートル以上2万  
5,000平方メートル未満のも  
のにあつては19万8,000円、  
2万5,000平方メートル以上  
5万平方メートル未満のもの  
にあつては23万9,000円、5  
万平方メートル以上のものに  
あつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省  
エネルギー法第11条第1項に規  
定する住宅部分（以下この号及  
び第132号の18において「住宅  
部分」という。）のみからなる  
建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画

が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。

（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円、5,000平方メートル以上1万平方メー

トル未満のものにあっては31万円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万5,000円、5万平方メートル以上のものにあっては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては6,900円、200平方メートル以上のものにあっては7,400円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては2万8,000



円、2,000平方メートル以上  
5,000平方メートル未満のも  
のにあつては6万6,000円、  
5,000平方メートル以上1万  
平方メートル未満のものにあ  
つては10万3,000円、1万平  
方メートル以上2万5,000平  
方メートル未満のものにあつ  
ては16万5,000円、2万5,000  
平方メートル以上5万平方メ  
ートル未満のものにあつては  
23万4,000円、5万平方メ  
ートル以上のものにあつては36  
万8,000円

ウ 申請に係る建築物が基準省令  
第1条第1項第1号に規定する  
複合建築物（以下この号及び第  
132号の18において「複合建築  
物」という。）の場合

1件につき、非住宅部分の認  
定の申請に係る部分の床面積に  
応じたアに定める額に住宅部分  
の認定の申請に係る部分の床面  
積（基準省令第4条第3項の設  
計一次エネルギー消費量を同項  
第2号の数値とする場合にあつ  
ては、当該住宅部分の共用部分  
の床面積を除く。）に応じたイ

に定める額を加算した額

(132の16) 建築物省エネルギー法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に対する審査

1件につき、申出があった建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出省エネルギー建築物」という。）のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートル

を超え1万平方メートル以内のものにあっては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては44万円、5万平方メートルを超えるものにあっては80万円

ア 申出省エネルギー建築物について建築をする場合（イに掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出省エネルギー建築物の性能向上計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして申出省エネルギー建築物について建築をする場合 当該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

ウ 申出省エネルギー建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

(132の17) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対す

る審査

1件（建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。）につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。））」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1

項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第

1号に規定する基準による場合（bに掲げる場合を除く。）

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メ

一トル未満のものにあっては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては11万9,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては15万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万4,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては33万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メ

一トル未満のものにあっては48万2,000円、5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上

5 万平方メートル未満のもの  
にあつては23万9,000円、5  
万平方メートル以上のものに  
あつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分  
のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築  
物省エネルギー法第2条第1  
項第3号に規定する基準に適  
合することを証する書面が添  
付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第  
2号に規定する基準による  
場合（bに掲げる場合を除  
く。）

1 件につき、一戸建ての  
住宅の認定の申請に係る部  
分の床面積の合計が200平  
方メートル未満のものにあ  
つては3万7,000円、200平  
方メートル以上のものにあ  
つては4万2,000円、共同  
住宅、長屋その他の一戸建  
ての住宅以外の住宅の認定  
の申請に係る部分の床面積  
（基準省令第4条第3項の  
設計一次エネルギー消費量  
を同項第2号の数値とする



場合にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。次のbにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあっては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては22万2,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては31万円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては60万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては104万5,000円、5万平方メートル以上のものにあっては192万3,000円

b 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)、同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準

による場合（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあっては全ての住戸が同基準による場合に限る。）

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあっては2万円、200平方メートル以上のものにあつては2万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては3万7,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては6万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては12万6,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては18万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メー

トル未満のものにあっては  
32万8,000円、2万5,000平  
方メートル以上5万平方メ  
ートル未満のものにあって  
は53万3,000円、5万平方  
メートル以上のものにあっ  
ては94万円

(イ) 申請に係る建築物が建築  
物省エネルギー法第2条第1  
項第3号に規定する基準に適  
合することを証する書面が添  
付されている場合

1件につき、一戸建ての住  
宅の認定の申請に係る部分の  
床面積の合計が200平方メー  
トル未満のものにあっては  
6,900円、200平方メートル以  
上のものにあつては7,400  
円、共同住宅、長屋その他の  
一戸建ての住宅以外の住宅の  
認定の申請に係る部分の床面  
積（基準省令第4条第3項の  
設計一次エネルギー消費量を  
同項第2号の数値とする場合  
にあつては、当該住宅の共用  
部分の床面積を除く。）の合  
計が300平方メートル未満の  
ものにあつては1万2,000

円、300平方メートル以上  
2,000平方メートル未満のも  
のにあつては2万8,000円、  
2,000平方メートル以上5,000  
平方メートル未満のものにあ  
つては6万6,000円、5,000平  
方メートル以上1万平方メー  
トル未満のものにあつては10  
万3,000円、1万平方メート  
ル以上2万5,000平方メート  
ル未満のものにあつては16万  
5,000円、2万5,000平方メー  
トル以上5万平方メートル未  
満のものにあつては23万  
4,000円、5万平方メートル  
以上のものにあつては36万  
8,000円

ウ 申請に係る建築物が複合建築  
物の場合

1件につき、非住宅部分の認  
定の申請に係る部分の床面積に  
応じたアに定める額に住宅部分  
の認定の申請に係る部分の床面  
積（基準省令第4条第3項の設  
計一次エネルギー消費量を同項  
第2号の数値とする場合にあつ  
ては、当該住宅の共用部分の床  
面積を除く。）に応じたイに定

める額を加算した額

(132の18の2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付

1件につき、第132号の14の3の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中「非住宅部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の18の3) 建築物省エネルギー法施行規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付

当該証明書の交付を受けようとする1の建築物につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において、同号中

「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の19) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(132の20) 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 16万円

(133)～(158) [略]

第5条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。

(133)～(158) [略]

第5条の2 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下別表第10において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第10に定める額の手数料を徴収する。

第5条の3 市長は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下別表第11において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第11に定める額の手数料を徴収する。

第5条の4 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下別表第12において「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下別表第12において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第12に定める額の手数料を徴収する。

第5条の5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13にお

いて「規則」という。）の規定に基づき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。

第5条の6 市長は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。

第5条の7 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下別表第15において「法」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年／厚生労働省／国土交通省／令第2号。以下別表第15において「規則」という。）の規定に基づき、別表第15に定める額の手数料を徴収する。

（手数料の徴収）

第6条 [略]

2 [略]

3 次の各号のいずれかに該当する事務に係る手数料は、徴収しない。

(1) [略]

(2) 官公署のためにする事務（第2条第26号から第52号まで及び第73

（手数料の徴収）

第5条 [略]

2 [略]

3 次の各号のいずれかに該当する事務に係る手数料は、徴収しない。

(1) [略]

(2) 官公署のためにする事務（第2条第26号から第52号まで、第73号



<p>号並びに第3条から前条までに規定する事務を除く。)</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、官公署のためにする事務に係る<u>第5条から第5条の7</u>までに規定する手数料は、後納することができる。</p> <p>3、4 [略]</p> <p><u>第8条～第10条</u> [略]</p>	<p>及び第92号から第132号の19まで並びに第3条から前条までに規定する事務を除く。)</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、官公署のためにする事務に係る<u>第2条第92号から第132号の19</u>までに規定する手数料は、後納することができる。</p> <p>3、4 [略]</p> <p><u>第7条～第9条</u> [略]</p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前
別表第9（第5条関係）			
種別	区分	手数料（1件につき）	
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	床面積の合計	30平方メートル以内	1万9,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	12万円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円
		5万平方メートルを超えるもの	80万円
2 1の項の審査のうち、法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する	当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の	1,000平方メートル以内	16万7,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	21万5,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	24万8,000円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	32万4,000円

者として規則第3条の13第1項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第9条の3に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に1の項の手数料に加算する額	相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積)	5万平方メートルを超えるもの	59万円
3 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	建築設備を設置する場合 (確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	小荷物専用昇降機(1基)	1万円
		その他の建築設備(1基)	1万7,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機(1基)	6,000円
		その他の建築設備(1基)	1万円
4 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第88条第1	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。)		1万6,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合		1万円

項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査			
5 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査（9の項に規定する検査を除く。）	床面積の合計	30平方メートル以内	2万2,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万6,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	4万5,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	6万5,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	8万8,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	19万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	30万円
		5万平方メートルを超えるもの	59万円
6 5の項の完了検査のうち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合に5の項の手数料に加算する額	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル以上	1万7,000円
		1,000平方メートル未満	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万8,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	8万5,000円
		5,000平方メートル以上1	13万4,000円

		万平方メートル未満	
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万9,000円
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	21万1,000円
		5万平方メートル以上	29万6,000円
7 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査	小荷物専用昇降機（1基）		1万8,000円
	その他の建築設備（1基）		2万4,000円
8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査			2万円
9 法第7条第4項又は法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	床面積の合計	30平方メートル以内	2万1,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	2万9,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万5,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	4万4,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	6万3,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	8万5,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	18万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	29万円

		5万平方メートルを超えるもの	57万円
10 9の項の完了検査のうち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合に9の項の手数料に加算する額	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	1万7,000円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	2万8,000円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	8万5,000円
		5,000平方メートル以上1 万平方メートル未満	13万4,000円
		1万平方メートル以上2 万5,000平方メートル未満	16万9,000円
		2万5,000平方メートル以上 5万平方メートル未満	21万1,000円
		5万平方メートル以上	29万6,000円
11 法第7条の3第4項又は法第18条第20項に規定する検査	検査を行う部分の床面積の合計	30平方メートル以内	2万円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	2万7,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	3万1,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	4万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	5万8,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	7万6,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	17万円

	1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内	26万円
	5万平方メートルを超えるもの	51万円
12	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	12万円
13	法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の申請に対する審査	5万円
14	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査	2万7,000円
15	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
16	法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	3万3,000円
17	法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定の申請に対する審査	2万7,000円
18	法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	16万円
19	法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	16万円
20	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合	18万円

	を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	
21	法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査	16万円
22	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円
23	法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	3万3,000円
24	法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	3万3,000円
25	法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	3万3,000円
26	法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	16万円
27	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
28	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円
29	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円
30	法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
31	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率若しくは建蔽率若しくは建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に	16万円



<p>基づく高度利用地区における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	
<p>32 法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>33 法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>34 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率若しくは建蔽率、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく都市再生特別地区内における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>35 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可、同条第2項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における同条第1項第2号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円
<p>36 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の容積率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書に規定する特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	16万円

37 法第67条第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可、同条第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円
38 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
39 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円
40 法第68条の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
41 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円
42 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定又は同条第2項の規定に基づく地区計画等の区域内にある建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
43 法第68条の5の6第1項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
44 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の容積	16万円

率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		
45 法第85条第6項又は第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	3月以内のもの	6万円
	3月を超え1年以内のもの	12万円
	1年を超えるもの	16万円
46 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地（以下46の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	7万8,000円
	敷地等の数が3以上である場合	7万8,000円に2を超える敷地等の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
47 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例に係る認定の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下47の項において同じ。）の数が1である場合	7万8,000円
	建築物の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
48 法第86条第3項の規	建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土	22万円

定に基づく敷地内に広い空地を有し、総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査	地（以下48の項において「敷地等」という。）の数が2である場合	
	敷地等の数が3以上である場合	22万円に2を超える敷地等の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
49 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	22万円
	建築物の数が2以上である場合	22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
50 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築に係る認定の申請に対する審査	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下50の項において同じ。）の数が1である場合	7万8,000円
	建築物の数が2以上である場合	7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

51 法第86条の2第2項 の規定に基づく公告認 定対象区域内における 同一敷地内認定建築物 以外の建築物に対する 容積率又は各部分の高 さに関する特例に係る 許可の申請に対する審 査	建築物の数が1である場合	22万円
	建築物の数が2以上である場合	22万円に1 を超える建 築物の数に 2万8,000円 を乗じて得 た額を加算 した額
52 法第86条の2第3項 の規定に基づく公告許 可対象区域内における 同一敷地内許可建築物 以外の建築物の建築の 許可の申請に対する審 査	建築物の数が1である場合	22万円
	建築物の数が2以上である場合	22万円に1 を超える建 築物の数に 2万8,000円 を乗じて得 た額を加算 した額
53 法第86条の5第2項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの 申請に対する審査		6,400円に現 に存する建 築物の数に 1万2,000円 を乗じて得 た額を加算 した額
54 法第86条の5第3項の規定に基づく複数建築物の許可の取消しの 申請に対する審査		6,400円に現 に存する建 築物の数に 1万2,000円

		を乗じて得た額を加算した額	
55	法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円	
56	法第86条の7第4項の規定に基づく既存建築物の移転に係る認定（令第137条の16第2号に規定するものに限る。）の申請に対する審査	2万7,000円	
57	法第86条の8第1項に基づく全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	2万7,000円	
58	法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定又は同条第2項により準用する法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	2万7,000円	
59	法第87条の3第6項	3月以内のもの	6万円
	又は第7項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査	3月を超え1年以内のもの	12万円
		1年を超えるもの	16万円

備考

1 令は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。

2 1の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合

を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 (次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 5及び9の項の床面積の合計の算定にあつては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) をいう。

5 6及び10の項において、非住宅部分とは、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。

6 6及び10の項の床面積の合計の算定にあつては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 当該建築物について一次エネルギー消費量 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) 第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。) に係る計算を要しない既存部分がある場合 当該既存部分の床面積を除いた床面積

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。) 第55条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積 (低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定す

る建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合には、当該変更する部分の床面積を含む。）

(3) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合には、当該変更する部分の床面積を含む。）

別表第10（第5条の2関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
法第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	床面積の合計	30平方メートル以内	1万9,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	12万円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円
		5万平方メートルを超えるもの	80万円



備考

床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分		手数料（1件につき）			
			長期優良住宅建築等計画（新築）		長期優良住宅建築等計画（増築若しくは改築）又は維持保全計画	
			ア	イ	ア	イ
1 長期優良住宅建築等計画又は維持保全計画の認定の申請に対する審査	認定の申請があった住宅の申請に係る床	200平方メートル以内	1万 1,100 円	5万 5,000 円	1万 3,000 円	7万 2,000 円
		200平方メートルを超え 500平方メートル以内	1万 9,000 円	12万 6,000 円	2万 3,000 円	16万 8,000 円

	面積の 合計	500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	3万 2,000 円	20万 3,000 円	4万 円	26万 9,000 円
		1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内	5万 7,000 円	41万 1,000 円	6万 9,000 円	54万 2,000 円
		3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内	8万 8,000 円	72万 円	11万 1,000 円	95万 5,000 円
		5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内	13万 7,000 円	122万 4,000 円	17万 5,000 円	162万 8,000 円
		1万平方メートルを超え 2万平方メートル以内	22万 3,000 円	226万 円	28万 7,000 円	300万 8,000 円
		2万平方メートルを超え 3万平方メートル以内	26万 7,000 円	321万 6,000 円	34万 5,000 円	428万 4,000 円
		3万平方メートルを超え るもの	31万 2,000 円	396万 1,000 円	39万 5,000 円	527万 円
		2 法第8条第 1項の規定に 基づく長期優 良住宅建築等 計画又は維持 保全計画の変 更の認定の申	認定の 申請が あった 住宅の 法第8 条第1 項の規	100平方メートル以内	5,300 円	4万 円
		100平方メートルを超え 200平方メートル以内	9,100 円	5万 5,000 円	1万 1,000 円	7万 2,000 円
		200平方メートルを超え	1万	12万	2万	16万

請に対する審査（法第9条第1項の規定に基づくものを除く。）	定に基づく長期優良住宅建築等又は維持保全計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1	500平方メートル以内	7,000円	6,000円	1,000円	8,000円
		500平方メートルを超え	3万円	20万円	3万円	26万円
		1,000平方メートル以内	円	3,000円	8,000円	9,000円
		1,000平方メートルを超え	5万円	41万円	6万円	54万円
		3,000平方メートル以内	5,000円	1,000円	7,000円	2,000円
		3,000平方メートルを超え	8万円	72万円	10万円	95万円
		5,000平方メートル以内	6,000円	円	9,000円	5,000円
		5,000平方メートルを超え	13万円	122万円	17万円	162万円
		1万平方メートル以内	5,000円	4,000円	3,000円	8,000円
		1万平方メートルを超え	22万円	226万円	28万円	300万円
2万平方メートル以内	1,000円	円	5,000円	8,000円		
2万平方メートルを超え	26万円	321万円	34万円	428万円		
3万平方メートル以内	5,000円	6,000円	3,000円	4,000円		
3万平方メートルを超えるもの	31万円	396万円	39万円	527万円		
3 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）	認定の申請があった住宅の床面積	30平方メートル以内	1万9,000円			
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円			
		100平方メートルを超え	4万7,000円			
		200平方メートル以内				

)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査(1及び2の項の手数料に加算する額)	の合計	200平方メートルを超え 500平方メートル以内	6万円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内	9万円
		1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内	12万円
		2,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内	28万円
		1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内	44万円
		5万平方メートルを超え るもの	80万円
		4 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したとき又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任されたときの長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	9,100円
5 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	5,300円		
6 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円		

備考

- 1 アの欄は確認書等(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しをいう。以下同じ。)が添付されている場合の申請について、イの欄は確認書等が添付されていない場合の申請について、それぞれ適用する。
- 2 長期優良住宅建築等計画とは法第5条第1項から第5項までの規定による計画を、維持保全計画とは法第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持

保全計画をいう。

3 3の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた建築物の長期優良住宅建築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

別表第12（第5条の4関係）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合書あり	適合書なし	
				ア	イ
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	非住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万 2,000円	9万 5,000円	24万 円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万 2,000円	12万 2,000円	30万 2,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万 5,000円	16万 円	39万 円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万 3,000円	26万 6,000円	56万 5,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	15万 1,000円	34万 1,000円	69万 1,000円

		ル未満		円	円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万 8,000円	41万 7,000円	82万 5,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万 9,000円	48万 4,000円	93万 7,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上	35万 2,000円	64万 6,000円	118万 9,000円
住宅 の 場 合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満	6,900円	3万9,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円	4万4,000円	
	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	1万 2,000円	7万6,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万 8,000円	12万8,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万 6,000円	22万5,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万 3,000円	31万2,000円	
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万 5,000円	60万6,000円	

		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万4,000円	104万7,000円
		床面積の合計が5万平方メートル以上	36万8,000円	192万5,000円
2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査（1及び3の項の手数料に加算する額）	申出があった建築物の床面積の合計	30平方メートル以内	1万9,000円	
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円	
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円	
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円	
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	12万円	
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円	
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円	
		5万平方メートルを超えるもの	80万円	
3 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、法第55条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する		

4 規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付	1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する
---	--

備考

- 1 適合書とは低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 3 1の項において、住宅とは一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を、非住宅とは住宅以外の用途に係るものをいう。
- 4 申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 5 住宅と非住宅の複合建築物の場合は、住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額に非住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。
- 6 1の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合は、当該住宅の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）を除く。
- 7 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 建築物を新築等する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該新築等に係る部分の床面積
  - (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた低炭素建築物の低炭素建築物新築等計画の変更（同項の確認に係る部分に限る。）をして建築物について新築等をする



場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

別表第13（第5条の5関係）

(1) 法第12条及び第13条の規定に基づく事務（省エネ基準適合性判定）

種別	区分		手数料（1件につき）			
			ア		イ	
			工場等	工場等 以外	工場等	工場等 以外
1 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、2の項以外の場合	非住宅	300平方メートル未満	2万 2,000 円	9万 3,000 円	2万 6,000 円	23万 8,000 円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	3万 2,000 円	11万 9,000 円	3万 7,000 円	30万円
	床面積	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	4万 6,000 円	15万 8,000 円	5万 1,000 円	38万 8,000 円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	11万 8,000 円	26万 4,000 円	12万 5,000 円	56万 3,000 円
	合計	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	16万 8,000 円	33万 9,000 円	17万 5,000 円	68万 9,000 円
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	21万 6,000 円	41万 5,000 円	22万 4,000 円	82万 3,000 円

		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	26万円	48万 2,000 円	27万円	93万 5,000 円
		5万平方メートル以上	37万 9,000 円	64万 4,000 円	39万円	118万 7,000 円
2 省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、複数棟申請の他の建築物に係る審査を行う場合	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	1万2,000円			
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万2,000円			
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万5,000円			
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万3,000円			
		5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	15万1,000円			
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万8,000円			
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万9,000円			
		5万平方メートル以上	35万2,000円			
3 省エネ性能確保計画の変更の適合性判定に対する審査			1及び2の項の規定を準用して得られる額			
4 規則第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付			1及び2の項の規定を準用して得られる額			

備考

1 省エネ性能確保計画とは法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。

2 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。

3 アの欄は基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

4 工場等とは、工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

5 非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。

6 1の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により設計一次エネルギー消費量（同号イの設計一次エネルギー消費量をいう。）及び基準一次エネルギー消費量（同号イの基準一次エネルギー消費量をいう。）の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。

7 2の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。

8 2の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。

9 3の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

10 4の項の手数料算定にあたっては、1及び2の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(2) 法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合書 あり	適合書なし	
				ア	イ
1 省エネ 性能向上 計画の認 定の申請 に対する 審査	申請に 係る建 築物が 非住宅 部分の みから なる建 築物の 場合	床面積の合計が300平方メートル 未満	1万 2,000円	9万 3,000 円	23万 8,000 円
		床面積の合計が300平方メートル 以上1,000平方メートル未満	2万 2,000円	11万 9,000 円	30万 円
		床面積の合計が1,000平方メート ル以上2,000平方メートル未満	3万 5,000円	15万 8,000 円	38万 8,000 円
		床面積の合計が2,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満	10万 3,000円	26万 4,000 円	56万 3,000 円
		床面積の合計が5,000平方メート ル以上1万平方メートル未満	15万 1,000円	33万 9,000 円	68万 9,000 円
		床面積の合計が1万平方メート ル以上2万5,000平方メートル未 満	19万 8,000円	41万 5,000 円	82万 3,000 円
		床面積の合計が2万5,000平方メ ートル以上5万平方メートル未 満	23万 9,000円	48万 2,000 円	93万 5,000 円
		床面積の合計が5万平方メート ル以上	35万 2,000円	64万 4,000 円	118万 7,000 円
	申請に	一戸建	床面積の合計が200平方	6,900円	3万7,000円

	係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合	ての住宅の場合	メートル未満		
			床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円	4万2,000円
		共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万2,000円	7万4,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万8,000円	12万6,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万6,000円	22万2,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万3,000円	31万円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万5,000円	60万4,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万4,000円	104万5,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上	36万8,000円	192万3,000円
2 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する	申出があった建築物の床面積の合計	30平方メートル以内	1万9,000円		
		30平方メートルを超え100平方メートル以内	3万1,000円		
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円		
		200平方メートルを超え500平方	6万円		

場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査(1及び3の項の手数料に加算する額)	メートル以内	
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	9万円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	12万円
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	28万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	44万円
	5万平方メートルを超えるもの	80万円
3 法第36条第1項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、1の項の規定を準用して得られる額	
4 規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	当該証明書の交付を受けようとする1の建築物につき、1の項の規定を準用して得られる額	

備考

- 1 省エネ性能向上計画とは、法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。
- 2 適合書とは、申請に係る建築物が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 3 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。)をいう。
- 4 非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは、法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は

基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場  
合について、それぞれ適用する。

6 1の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計に  
より算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床  
面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値  
とする場合にあっては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をい  
う。）の床面積を除く。

7 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合  
は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の  
申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

8 1及び3の項について、法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定によ  
る認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記  
載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。ただし、3の項の手数料算定にあ  
たっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「法第36条  
第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2  
号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法  
と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の  
床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

9 2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分  
の床面積

(2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた建築物の省エネ性能向上計画の変更  
（同項の確認に係る部分に限る。）をして建築物について建築をする場合 当  
該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分  
にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替  
に係る部分の床面積の2分の1

10 4の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面  
積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は

第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）と読み替えるものとする。

(3) 法第41条の規定に基づく事務（省エネ基準適合認定）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合 書あり	適合書なし	
				ア	イ
1 省エネ 基準適合 認定の申 請に対す る審査	申請に係る建築物が	床面積の合計が300平方メートル未満	1万 2,000 円	9万 3,000 円	23万 8,000 円
		非住宅部分のみからなる建築物の場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万 2,000 円	11万 9,000 円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満		3万 5,000 円	15万 8,000 円	38万 8,000 円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万 3,000 円	26万 4,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満		15万 1,000 円	33万 9,000 円	68万 9,000 円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	19万 8,000 円	41万 5,000 円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満		23万 9,000 円	48万 2,000 円	93万 5,000 円



			円	円	円
		5万平方メートル以上	35万 2,000 円	64万 4,000 円	118万 7,000 円
申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	6,900 円	2万 円	3万 7,000 円
		床面積の合計が200平方メートル以上	7,400 円	2万 2,000 円	4万 2,000 円
	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万 2,000 円	3万 7,000 円	7万 4,000 円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万 8,000 円	6万 6,000 円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	6万 6,000 円	12万 6,000 円	22万 2,000 円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	10万 3,000 円	18万 1,000 円
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	16万 5,000 円	32万 8,000 円	60万 4,000 円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	23万 4,000 円	53万 3,000 円

		床面積の合計が5万平方メートル以上	36万 8,000 円	94万 円	192万 3,000 円
--	--	-------------------	-------------------	----------	--------------------

備考

- 1 省エネ基準適合認定とは、法第41条第1項の規定に基づく認定をいう。
- 2 適合書とは、申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
- 3 非住宅部分とは法第11条第1項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 4 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。
- 5 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
- 6 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第1条第1項第2号に規定する基準による場合（イに掲げる場合を除く。）の申請について、イの欄は基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)、同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準による場合（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあっては全ての住戸が同基準による場合に限る。）について、それぞれ適用する。
- 7 床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅部分の共用部分（同項第1号の共用部分をいう。）の床面積を除く。
- 8 申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物の場合には、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

別表第14（第5条の6関係）

区分	手数料（1件につき）
1 法第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	16万円

別表第15（第5条の7関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
1 法第5条第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下である場合	2万5,000円
	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合	3万円
	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合	3万4,000円
	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合	3万8,000円
	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合	4万2,000円
	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合	5万円
	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下である場合	6万3,000円
	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上である場合	7万5,000円
2 1の項の審査のうち、規則第8条括弧書に規定する場合に該当するかについての審査を行う場合に加算する額		1万円
3 1の項の審査のうち、規則第9条ただし書に規定する場合に該当するかについての審査を行う場合に加算する額（2の項に定める手数料を徴収する場合を除く。）		1万円

4	1の項の審査のうち、法第7条第1項第6号ニ若しくはホ、第7号又は第8号に掲げる基準に係る審査を行う場合に加算する額	7,000円	
5	1の項の審査のうち、法第7条第1項第6号へに掲げる基準に係る審査を行う場合であって、かつ、入居契約の形態が賃貸借契約でない場合に加算する額	5,000円	
6	法第5条第2項の規定に基づく登録の更新に対する審査	申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下である場合	9,000円
		申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合	1万円
		申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合	1万2,000円
		申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合	1万3,000円
		申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合	1万4,000円
		申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合	1万7,000円
		申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下である場合	2万1,000円
		申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上である場合	2万5,000円
7	6の項の審査のうち、申請に係るサービス付き高齢者向け住宅に関して、規則第8条括弧書の規定により、各居住部分の床面積について25平方メートル未満のものが認められている場合に加算する額	4,000円	
8	6の項の審査のうち、申請に係るサービス付き高齢者向け住宅に関して、規則第9条ただし書の規定により、各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものと	4,000円	

	して認められている場合に加算する額（7の項に定める手数料を徴収する場合を除く。）		
9	6の項の審査のうち、入居契約の内容が家賃等の前払金を受領するものとなっている場合に加算する額	3,000円	
10	6の項の審査のうち、入居契約の形態が賃貸借契約でない場合に加算する額	2,000円	
11	法第9条第1項の規定に基づく届出を受けた場合（法第6条第1項第7号から第12号まで及び第14号に掲げる事項、同項第15号に掲げる事項（規則第6条第3号に掲げる事項及び同条第5号に掲げる事項のうち高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合における当該委託契約に係る事項に限る。）並びに法第6条第2項に規定する添付書類の記載事項（法第7条第1項第6号ニ、ホ及びヘ、第7号並びに第8号に掲げる基準に係るものに限る。）の変更につい	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数（法第6条第1項第6号に掲げる事項に変更があったとして届出がなされた場合にあっては、変更後のサービス付き高齢者向け住宅の戸数。以下11の項において同じ。）が10戸以下である場合	1万3,000円
	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下である場合	1万5,000円	
	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下である場合	1万7,000円	
	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下である場合	1万9,000円	
	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下である場合	2万1,000円	
	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下である場合	2万5,000円	
	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下である場合	3万2,000円	
	登録に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上である場合	3万8,000円	

<p>て届出を受けた場合に 限る。) に行う法第9 条第3項の規定に基づ く変更の登録に係る審 査</p>	
<p>12 11の項の審査のうち、規則第8条括弧書に規定する場合に該当 するかについての審査を行う場合に加算する額</p>	<p>5,000円</p>
<p>13 11の項の審査のうち、規則第9条ただし書に規定する場合に該 当するかについての審査を行う場合に加算する額 (12の項に定め る手数料を徴収する場合を除く。)</p>	<p>5,000円</p>
<p>14 11の項の審査のうち、法第7条第1項第6号ニ若しくはホ、第 7号又は第8号に掲げる基準に係る審査を行う場合に加算する額</p>	<p>4,000円</p>
<p>15 11の項の審査のうち、法第7条第1項第6号へに掲げる基準に 係る審査を行う場合であって、かつ、変更後の入居契約の形能が 賃貸借契約でない場合に加算する額</p>	<p>3,000円</p>

## 附 則

この条例は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

## 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。